

平成30年度一般会計当初予算説明資料

障がい福祉課（内線：7201）

12目 障がい者自立支援事業費

(单位:千円)

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。

2 主な事業内容

① 手話の普及

(单位: 千円)

区分	事業内容	予算額
ミニ手話講座の開催	2時間／回程度の県民向け手話講座を県内各地で開催する。	1,630
手話サークルへの補助	手話サークル活動を推進するための補助金	600
手話啓発イベントへの補助	鳥取県聴覚障害者協会が主催する手話啓発イベント開催 経費に係る補助金	800
聴覚障がい者福祉研修会への補助	聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金	65
合計		3,095

② 手話を使いやすい環境整備業

区分	事業内容	予算額
I C T を活用した遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス	遠隔手話通訳サービス及び電話リレーサービスを実施する。また、I C T 技術を有効に活用し、生活に役立ててもらうため、ろう者向け I C T 学習会を開催するとともに、手話通訳者のレベルアップを図るため、研修への派遣を行う。	16,753
音声文字変換システム	手話に慣れていない難聴者のコミュニケーションを支援するため、聞こえる人の音声を文字に変換して表示するシステムを平成27年9月に導入しており、引き続きこれを運用する。	869
手話通訳者トレーナー	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う。	6,515
手話通訳者設置・派遣	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。	33,198
手話通訳者養成研修等	手話通訳者養成研修、現任者研修等を実施する。	8,695
手話通訳者指導者養成研修への派遣	2名の手話通訳者指導者（候補）を手話通訳者指導者養成研修に派遣する。	1,231
手話通訳者等の頸肩腕障がい対策	手話通訳者等が頸肩腕障がいに関する健康診断を受けるための体制を整備するとともに、受診に要する経費を助成する。	1,806
鳥取県手話施策推進協議会	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費	368
とつとりの手話を創り、守り、伝える事業への補助	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金	100
聴覚障がい者相談員設置事業	3圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。	22,251
(新) 手話通訳者等派遣費の補助	障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者・要約筆記者等の派遣に係る経費の補助	3,500
合計		95,286

3 これまでの取組状況

平成25年10月11日に鳥取県手話言語条例を公布・施行し、手話の普及、手話を使いやすい環境の整備に関する取組を実施中である。

条例制定後、従前の手話通訳者の派遣・養成事業等に加え、ミニ手話講座の開催、手話学習会開催経費の補助等による手話の普及、遠隔手話通訳サービス・電話リーサービス、手話通訳者トレーナー等による手話を使いやすい環境整備の推進に取り組んできたところである。

これらの取組等により、手話や聴覚障がいに対する理解が広がってきており、これを一時的な効果に終わらせることのないよう取組を継続していく必要がある。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

障がい福祉課（内線：7201）

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）	22,333	20,421	1,912	7,833		(負担金) 6,667	7,833	
トータルコスト	23,128千円（前年度21,216千円）【正職員：0.1人】							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								

1 事業の目的・概要

県内3箇所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である鳥取県聴覚障がい者センターにおいて、聴覚障がい者の社会参加を推進するよう、多様な取組を行う。

2 主な事業内容

① 聴覚障がい者センターの概要

設置者	鳥取県
実施主体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
設置場所	鳥取市、倉吉市、米子市
聴覚障がい者センターの機能	<p>対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。</p> <p>(1) 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸し出し</p> <p>(2) 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置</p> <p>(3) 聴覚障がい者の居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等</p>

② 聴覚障がい者センター関連経費

(単位:千円)

区分	事業内容	予算額
字幕入り映像の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。	3,985

③ 要約筆記事業

区分	事業内容	予算額
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行うとともに、新たに、同指導者養成研修受講者から他の要約筆記者指導者に対し、受講内容の伝達研修を実施する。	9,678
要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。	8,670
合計		18,348

3 これまでの取組状況

平成26年4月、県内3箇所に鳥取県聴覚障がい者センターを設置し、全県的に聴覚障がい者支援の充実を図っている。

また、要約筆記者の養成・派遣事業、字幕入り映像の貸出事業等の取組を継続的に実施してきた。今後も引き続き取組を継続し、聴覚障がい者が社会参加しやすい環境整備を進めていく。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

障がい福祉課（内線：7201）

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
(新) 障がい者コミュニケーションに係るあいサポート条例推進事業	4,618	0	4,618	85			4,533
トータルコスト	7,797千円（前年度0千円） [正職員：0.4人]						
主な業務内容	補助金交付、事例集制作、事例発表会の開催等						
工程表の政策目標（指標）	—						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

他者とのコミュニケーションに困難を抱える障がい者が、地域と繋がり、安心して豊かな生活を送ることができる共生社会を実現するため、平成29年9月に施行した「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）」の趣旨を踏まえ、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション支援が図られるよう、次のとおり各種事業を実施する。

2 主な事業内容

(1) 障がい者の居場所づくりに対する支援（1,000千円）

外出する機会の少ない障がい者に対し、地域住民と交流できるサロンを設置して障がい者が孤立化しないよう交流の機会を提供する取組に対し、補助を行う。

実施主体	県内に事業所又は活動拠点を有する団体（2団体）
補助基準額	1,000千円
補助率	県1/2

(2) 難聴者等向けコミュニケーション学習会の開催に対する支援（850千円）

手話によるコミュニケーションを取ることができない又は苦手意識を持つ難聴者や中途失聴者及びその家族を対象に、手話を含むコミュニケーション手段を楽しみながら学ぶ学習会等を開催する取組に対して、補助を行う。

実施主体	県内に事業所又は活動拠点を有する団体（2団体）
補助基準額	425千円
補助率	県10/10

(3) 失語症者向け意思疎通支援者に係る指導者の養成（410千円）

失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な指導者の養成及び失語症者向け意思疎通支援事業の実施に向けた環境づくりを行う。

指導者養成研修への派遣	厚生労働省が実施する意思疎通支援者指導者養成研修に候補者（2名）を派遣する。	170千円
意思疎通支援事業に係る講習会開催支援	失語症者向け意思疎通支援者養成の基幹的な役割を担う言語聴覚士の理解を深めるための講習会の開催に対して、補助を行う。 (実施主体) 一般社団法人山陰言語聴覚士協会 (補助率) 県10/10	240千円

(4) 重度心身障がい児・者のコミュニケーションに係る情報発信（1,758千円）

重度心身障がい児・者のコミュニケーションについて、障がいの特性に応じて、多種多様なかたちで行われているが、県民にあまり知られていないため、事例集を作成の上、広く県民に情報発信する。

(5) 盲ろう者支援に係る検討（600千円）

盲ろう者の居場所づくりなど、今後の盲ろう者支援の在り方を検討するため、当事者とともに先進地視察や意見交換会を行う。

3 これまでの取組状況、改善点

- あいサポート条例（愛称）の施行に併せて、障がい者差別解消相談支援センターを設置するなど、条例内容を具体化するための事業を推進している。
- イベント等への手話通訳者等の派遣、手話学習会の開催や手話検定等の受験料に対する支援を行うなど、手話の普及や手話を使いやすい環境の整備を進めている。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

10款 教育費

5項 特別支援学校費

2目 特別支援学校費

特別支援教育課(内線: 7575)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
手話で学ぶ教育環境整備事業	13,867	18,504	△4,637			18	13,849	
トータルコスト	20,223千円 (前年度24,862千円) [正職員: 0.8人]							
主な業務内容	教育面における手話に関する環境整備							
工程表の施策目標(指標)	特別支援教育の充実、社会の進展に対応できる教育の推進							

事業内容の説明

1 事業の概要

鳥取聾学校をはじめ、ろう児が通学する学校(以下「鳥取聾学校等」という。)におけるろう児・保護者等への情報提供などの支援の充実や教職員等の手話技術の向上を図るため、手話講座の開催、手話通訳者の派遣を充実させるとともに、教職員への手話技能検定の検定料及び通信教育の受講料の助成を行う。

また、学校教育でろう及び手話への理解を深めるため、手話普及コーディネーター及び手話普及支援員を配置し、ろう及び手話に関する知識・技能の習得の促進を図るとともに手話に関する教育面の環境整備の充実を図る。

2 事業内容

(1) ろう児が手話を学び、手話で学習していく取組を進める。

(単位: 千円)

区分	予算額	事業内容
聴覚障がい基礎研修会の開催	23	初任者・転入職員対象の研修会を開催する。
手話講座の開催	126	教職員の手話技術の向上を図るため、鳥取聾学校教職員及び寄宿舎指導員対象の手話講座を開催する。
聴覚障がい教育に関する専門研修会の開催	120	聴覚障がいに関する専門研修会を開催する。
手話講座等への参加経費の助成	120	教職員の手話奉仕員等養成講座への参加経費を助成する。
教職員の手話技能検定助成制度	535	教職員の手話検定料(補助率10/10、1回分)及び通信教育受講料(補助率1/2、上限1万円)を補助する。
手話通訳者の派遣	1,028	校内研修会、PTA会議、職員会議等へ手話通訳者を派遣する。
合計	1,952	

(2) すべての児童・生徒が手話を学ぶ機会をつくる。

(単位: 千円)

区分	予算額	事業内容
手話普及コーディネーター・手話普及支援員の配置	10,395	ろう及び手話に関する普及活動及び学習教材の利用促進の活動を行う手話普及コーディネーター及び手話普及支援員(ボランティア)を配置し、学校への派遣を行う。
鳥取聾学校教職員による出前講座の開催	165	保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体への出前講座を開催する。
手話ハンドブックの配付(新1年生分)	1,355	小学校1年生に手話ハンドブックを配付し、手話への興味関心を深める。
合計	11,915	

3 これまでの取組状況、改善点

- ろう児が確かな学力を身に付けるためには、指導にあたる教員の手話力の向上が求められており、手話講座を開催し、ひとりひとりが手話技術の向上を図っている。
- 県内の各学校で手話を学ぶ環境を整備するために、平成26年2月に手話ハンドブック(入門編)、7月に手話ハンドブック(活用編)を、9月に手話ハンドブック(入門編・活用編)の動画DVDを、平成27年2月に手話クリアファイル(鳥取県の地名)を配付した。各学校において、総合的な学習の時間やクラブ活動等で手話を学ぶ機会を設定している。
- 各学校で温度差なく子どもたちが手話を学ぶ環境を整えるために、手話学習を先導する学校窓口役を指名し、連携を深めながら手話学習を進めている。
- 平成26年度から手話普及コーディネーターと手話普及支援員を配置し、手話の普及活動を行っている。
- 県内学校において、負担なく手話学習に取り組んだり、児童生徒がより手話を学ぶ意義を感じられるようにするために、手話言語条例学習教材を作成した。
- 鳥取聾学校等におけるろう児、保護者等への情報提供の充実、及び教職員等の手話技術の向上、学校教育において児童及び生徒がろう及び手話に対する理解を深めるよう引き続き手話により親しむ環境を整備することが必要である。